山

県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業変更計画書の縦覧

(農村整備課) ………七

林業種苗生産事業者の登録(森林整備課)…………………………………………七

(水產振興課) ……………………七

(会計課) ………………………………………………………………………八

(都市計画課)八

 \equiv

指定の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

指定代理納付者に納付させる歳入

東京都港区赤坂九丁目七番一号

ヤフー株式会社

指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

村

尚

嗣

政

やまぐち元気寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)

特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)………………………………………………………五

契約の締結

下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

契約の締結

口

平成二十七年度消防設備士講習の実施

(消防保安課) ……………………………………………

目

○公安委公告

山口県告示第百五十四号 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十一条の二第六項の規定によ

指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十七年四月二十四日

山口県告示第百五十五号

七年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、 査地域及び調査期間を次のとおり告示する。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定による平成二十 調

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

下関市、宇部市、山口市、 地籍調査を行う者の名称 萩市、 防府市、 下松市、 岩国市、 長門市、 美祢市、 周南

市及び山陽小野田市

政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等……………… ○

指定の取消しに係る資金管理団体の名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一| 調査地域

宇部市大字棯小野、大字小野及び大字船木 下関市彦島福浦町二丁目、菊川町大字田部、 豊田町大字大河内及び豊北町大字田耕

萩市大字椿東及び大井 山口市嘉川、宮野上、秋穂東、 小郡下郷及び阿東生雲西分

防府市大字久兼

岩国市錦町宇佐郷 下松市大字来卷

長門市仙崎、東深川、

美祢市東厚保町山中、 美東町大田 深川湯本及び日置上

周南市大字湯野及び大字鹿野下

(定期)

丁目、新沖二丁目、新沖三丁目、大学通一丁目及び港町 山陽小野田市大字小野田、大字西沖、大字西高泊、北竜王町、 高栄三丁目、

\equiv 調査期間

平成二十七年四月十三日から平成二十八年三月三十一日まで

山口県告示第百五十六号

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、土地

平成二十七年四月二十四日

口

山口県知事 村

> 岡 嗣

政

認 可 年 月 Н

田布施土地改良区 土地改良区の名称

山

平成二七、 四、 四四

山口県告示第百五十七号

条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

平成二十七年四月二十四日

区域の範囲 西大坪町1)地区 区域の名称

山口県告示第百五十八号

新沖

次のとおり歳入の収納の事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

廃止する。 歳入の収納の事務の委託に関する告示(平成二十四年山口県告示第百八十五号)は、

平成二十七年四月二十四日

山口県知事

村 岡 嗣 政

委託に係る取扱歳入金の種類

改良住宅家賃 県営住宅家賃

特定公共賃貸住宅家賃

改良住宅駐車場使用料 県営住宅駐車場使用料

特定公共賃貸住宅駐車場使用料

委託を受けた者の名称及び所在地 一般財団法人山口県施設管理財団

山口市維新公園四丁目 一番一号

 \equiv 委託の期間

山口県知事

村

岡

嗣

政

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

と五号を結んだ線に囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号

11	11	11	11	下	市
				関	
				市	名
"	"	"	"	西	町
				大	
				坪	
				町	名
七〇〇の二	三五二の三	三五三の一	三五三の一	三五三の二	地
					番
五号	四号	三号	一号	一 号	標
					柱
					番
					号

受講対象者

"

Ŧī.

"

(一三三) 平成二十七年度消防設備士講習の実施

年度消防設備士講習を次のとおり実施します。 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第十七条の十の規定に基づき、 平成二十七

平成

一十七年四月二十四日

Щ 口県知 事 村 岡

嗣

政

乙種第三類 次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者 消火設備 甲種第一類 甲種第一 類、 甲種第三類、 乙種第 類 乙種第一 一類又は

警報設備 甲種第四類 乙種第四類又は乙種第七類

 (Ξ) 避難設備・ 消火器 甲 -種第五類、 乙種第五類又は乙種第六類

講習の日時及び場所 消火設備

時

平成

七、

九

五.

午後五時まで午前九時三十二

Н

"

"

六

"

-分から

山口県婦人教育文化会館山口市湯田温泉五丁目一 番

> 号 所

セ公高用 対対法法 人周南地域地場産業振興二丁目一一八の二四

山

 (\Box)

警報設備

平成

二七、

Q

兀

日

午後五時まで午前九時三十分から 山口宇部農業協同組合宇部市大字川上七四

山山 [口県婦人教育文化会館|口市湯田温泉五丁目一 一番 号

センター 人周南! |地域地場産業振興| |一一八の二四

避 難設 備 消 火器

"

六

"

成 七、

 \circ 二七 午後五時まで午前九時三十八 -分から

所

山口字部農業協同字部市大字川上七 <u>超</u>四合

> 八 "

九

センター
と益財団法人周南地域地場産業振興
公益財団法人周南地域地場産業振興 山口県婦人教育文化会館山口市湯田温泉五丁目一 番

号

講習の科目

工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事

項

工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

効果測定

講習の一部免除

兀

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、

に掲げる科目の受講を免除する。

Ŧi. 口市葵二丁目五番六九号 受講申請書の提出期間及び提出先 平成二十七年七月十七日 (金曜日) (郵便番号七五三—〇八二一) 一般財団法人山口県消防設備 から同年八月十四日 (金曜日)

までの間に、

Щ

提出書類

協会に提出すること。

受講申請書

写真 (縦四センチメートル、 横三センチメート

ルとし、

出

[願前六月以内に撮影し

七 受講手数料

た無帽、

正面向き及び上半身像のものとする。

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収 この収入証紙には、 消印をしないこと。 入証紙を受講申請書の所定の欄に貼るこ

その他

所

こと。 を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。 受講案内、 又は一般財団法人山口県消防設備協会 山口市滝町一番一号 郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、 受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、 山口県総務部消防保安課 (電話〇八三―九二三―七七七八) にする (電話〇八三-九三三-二三九 又は八十二円分の切手 最寄りの消防本

三四 製菓衛生師試験の実施

規定により、 製菓衛生師法 製菓衛生師試験を次のとおり実施します。 (昭和四十一年法律第百十五号。 以下 法 という。 第四条第 項

山口県知事 村

圌

嗣 政

(土曜日) 午後一時三十分から午後三時三十分まで

平成二十七年四月二十四日

試験の場所 平成二十七年八月二十二日 試験の日時

山口市秋穂二島一〇六二番

山口県セミナーパーク

試験科目

衛生法規

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

公衆衛生学

食品学

(五) (四) 栄養学 食品衛生学

製菓理論及び実技

受験資格

兀

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

五. 受験願書の受付期間

は、五月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。 平成二十七年五月十一日(月曜日)から同月二十九日(金曜日) まで (郵送の場合

六 受験願書等の提出先 県内に居住する者

県外に居住する者

住所地を所管する保健所

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

提出書類

受験願書

履歴書

に撮影した無帽、 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、 正面向き及び上半身像のものとする。 出願前六月以内

(四) 書類 法第五条第一号に該当する者にあっては、同号に該当する者であることを証する

> (五) 務従事証明書 法第五条第二号に該当する者にあっては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業

法附則第一 一項に規定する者にあっては、菓子製造業務従事証明書

受験手数料

収入証紙には、消印をしないこと。 九千四百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この

合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験当日通知する

点の開示を受けようとする受験者は、 旨を知事に申し出ること。 試験の得点の開示は、 山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得 合格者の発表日以後、 受験票を提示してその

その他

県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛 生師試験」と朱書し、 受験案内、受験願書等の請求は、 百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封する 最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号

□ この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課 はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封 の上すること。 (電話○八三-九三三-二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、 往復

(一三五) 調理師試験の実施

試験を次のとおり実施します。 (昭和三十三年法律第百四十七号) 第三条の二第一項の規定により、 調理師

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

試験の場所 平成二十七年八月二十二日 試験の日時 (土曜日) 午後一時三十分から午後三時三十分まで

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

 \equiv 試験科目

(七) (六) (五) (四) (三) (二) (一) 試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。 食品学 栄養学 衛生法規 食文化概論 公衆衛生学

受験資格

調理理論 食品衛生学

生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したも 対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に (昭和三十三年厚

Ŧi. 受験願書の受付期間

は、五月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。 平成二十七年五月十一日 (月曜日) から同月二十九日 (金曜日) まで (郵送の場合

受験願書等の提出先 県内に居住する者

住所地を所管する保健所

県外に居住する者

(二)

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

受験願書

に撮影した無帽、 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、 履歴書 正面向き及び上半身像のものとする。 出願前六月以内

(四) 本又は抄本を添付すること。 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、 戸籍の謄

(<u>Fi</u>.) 調理業務従事証明書

受験手数料

六千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入

九 証紙には、消印をしないこと。 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験当日通知する。

点の開示を受けようとする受験者は、 旨を知事に申し出ること。 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得 合格者の発表日以後、 受験票を提示してその

その他

試験」と朱書し、 県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封するこ 山口

□ この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課 の上すること。 はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封 (電話○八三―九三三―二九七四) にすること。郵便で問い合わせる場合は、 往復

(一三六)特別保護地区の指定の案の縦覧

間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。 法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条 一項の規定により、 特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同 区域、 存続期

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

特別保護地区の名称

羅漢山鳥獸保護区特別保護地区

特別保護地区の区域

羅漢山鳥獣保護区の区域 (次の図に示す部分に限る。 (面積 一〇二へクター

 \equiv 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

几 特別保護地区の保護に関する指針の案 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

指定の目的

特別保護地区の区域 縦覧の場所 縦覧の期間 高照寺山鳥獣保護区の区域 高照寺山鳥獸保護区特別保護地区 特別保護地区の名称 「次の図」は、 平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで 区として指定し、 各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、 .口県岩国農林事務所 当該区域は、針葉樹を中心とした森林を有し、マヒワ、ホオジロ、ウグイス等の 省略し、 当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供す (次の図に示す部分に限る。) (面積

特別保護地区の存続期間 特別保護地区の保護に関する指針の案 平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで 二八ヘクター

地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、 指定の目的 当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、メジロ、ウグイス、ヤマガラ等 特別保護

平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで

縦覧の場所

山口県岩国農林事務所 「次の図」は、 省略し、 その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供す

大原湖鳥獣保護区特別保護地区

特別保護地区の区域

特別保護地

大原湖鳥獣保護区の区域 (次の図に示す部分に限る。) (面積 三一ヘクタール)

 \equiv 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

几 特別保護地区の保護に関する指針の案

特別保護地区の区分

指定の目的 身近な鳥獣生息地

特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 オサギ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、 カマツ、コナラ等の巨樹が大部分を占める天然林を有し、オシドリ、ダイサギ、 当該区域は、県民が野鳥に親しむことができるよう整備されているとともに、 ア

五. 縦覧の期間

平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで

六 縦覧の場所

「次の図」は、 山口県山口農林事務所 省略し、 その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供す

る。

特別保護地区の名称

常盤鳥獣保護区特別保護地区

特別保護地区の区域

 \equiv 特別保護地区の存続期間

常盤鳥獣保護区の区域

(次の図に示す部分に限る。)

(面積

一三八へクタール)

几 平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針の案

特別保護地区の区分 身近な鳥獣生息地

とって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定 れている都市公園を有し、カワラバト、メジロ、シジュウカラ等の各種の鳥獣に 指定の目的 当該区域は、 広葉樹を中心とした森林及び野鳥を観察する場所として広く利用さ

六 五. 縦覧の場所 縦覧の期間 平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで 当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

号

山口県美祢農林事務所 「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供す

る。

特別保護地区の名称

江良鳥獸保護区特別保護地区

特別保護地区の区域

 \equiv 特別保護地区の存続期間

江良鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。

(面積

二九へクタール)

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針の案 特別保護地区の区分

兀

指定の目的 身近な鳥獣生息地

(二) 区として指定し、 各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、 当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、シロハラ、ウグイス等の 当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 特別保護地

五. 縦覧の期間

平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで

山口県下関農林事務所

六

縦覧の場所

る。 「「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す

(一三七) 県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業変更計画書の縦覧

において準用する同法第八十七条第五項の規定により、 県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業の事業計画を変更したので、同条第六項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村 尚 嗣 政

縦覧に供する書類

県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業変更計画書の写し

縦覧の期間

平成二十七年四月二十七日から同年五月十八日まで

 \equiv 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一三八) 林業種苗生産事業者の登録

り生産事業者の登録をしました。 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づき、次のとお

平成二十七年四月二十四日

一九八

式会社材株

宇部市大字川上二二 一の五

番登 号録

生産事業者の氏名又は名称及び住所

生産事業の内容

山口県知事

村

岡

嗣

政

所在地の名称及び

以外の苗木の育成幼苗の育成及び幼苗 字部市大字藤河内 の表本材株式会社藤河

(一三九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村 岡

嗣

政

事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県下関水産振興局 下関市大和町一丁目一六番一号

落札に係る物品等の名称及び予定数量 電気 二百二万六千キロワット時

契約の相手方を決定した手続

 \equiv

一般競争入札

兀 落札者を決定した日

平成二十七年三月十八日

県

 (Ξ)

落札方式

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

入札公告日

三千百二十六万三千三百四十九円

号 六

五. 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額 中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三号 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

八 その他 平成二十七年二月三日

契約担当者

山口県下関水産振興局長 金子

大

購入 調達方法

最低価格

(一四〇) 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項 に規定する図書の写しの送付があったので、 下関市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す 同法第一 一十一条第一 一項において準用する同

平成二十七年四月二十四日

Щ

口

村 圌 嗣 政

山口県知事

都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・六・四十三養治線

下関都市計画道路三・六・四十四椋野園萩尾線

下関都市計画道路三・六・四十五厳島向山線

都市計画の図書の写しの縦覧場所

Щ 口県土木建築部都市計画課

(一四一) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村 圌 嗣

政

事務を担当する課の名称及び所在地 会計管理局会計課 山口市滝町一番 号

財務会計システム運用維持管理業務 契約に係る特定役務の名称及び数量 式

契約の相手方を決定した手続

 \equiv

随意契約

契約の相手方を決定した日

兀

契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地 平成二十七年四月一日

五.

契約金額

株式会社日立製作所

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六

八千九百四万九百二十四円

七 随意契約によることとした理由

第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第四十一号

った政治団体の名称等は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成二十七年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正 昭

大寺和美後接会	政治団体の 名 称
桝屋ミサオ 有井久美	代表者の 氏 名
有井久美子	会計責任 者の氏名
周南市大字徳山 <i>4939の</i> 3	主たる事務所の所在地
	その他の事項
平成27、5	備 (届出 年月日)

	平	成27年	F 4	月2	4 日	金曜	П	Ц	4	П		県		報	(定期)	第	3 265	55 号	
-	× + 5	· 小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小	Ē	西沿田水		平成二十七年四月二十四	あった政治団体の異めた。			1	山田民主名山口県衆議古田 圭-院比例区第 古田 圭-一寸恕	10 十日十日	口県総支部片山虎之助参議院議員	雑帯の造出	政治団体の名が、天名	1		福田吏江子後接相日会	日本正義会 古賀	長岡浩後接会長岡	河藤泰明後接会 河藤
				9		月二十四	異動事項は、	· 員会 生			- 衆議院議員		少議院記		公職と	*		福田恵一郎	買 陵真	和沿	昭司
				外类	ĪТ	日 I	次の記	計算 開開			養員 縄田			; []	会計責任 重類 者の氏名			福田秀	吉村大	長岡裕	河藤裕見子
-	会計責任者	余贵	1	里動			とおりであ	十二号					器					秀夫 周南	大尊 字部 の8	裕子 浜6/	
-	任者 清木 幸子	者 髙橋 正教		車道 異 動			ある。第七条第一	ST 11.25			下関市菊川町大字日新2/3		窓防府市お条屋町4番畑号		主たる事務所の所在地			周南市松保町6番6号	字部市大字東岐波27/4 の 8	, , 大字竪ケ 浜6/6の2	熊毛郡平生町大字大野 北28の /
	島津多恵子	島津 幸男	田	内容	中村	İ	IJ O	(i			ω *	7	第/号に係る国会議員 関係政治団	政治政所 (の)	その他の						
-	3,/9		\mathbb{H}	重(正) 表出	昭		規定による宿出カ				° 26		3. /9	76 华杰	(届日田)			" /8	" 20	» » 3/	° 23
-	林よしまさ宇部後援会	田中義一後接会		高橋せいご後接公 			税理士による林芳正後接会		政治結社大日本忠義同志會	杉本保喜後接会	しのざき圭二後接会	重枝尚治後接会	志賀光法後接会	佐々木あけみ後接会	幸福実現党防府後接会		国井쏬推徐禄令	尾上より子後接会	字部民社協会	NHC CARRA	1 デスナル終婚人
_	(大 表 者	*	ŝ	事務所	会計責任者	事務所	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	事務所	*	*	代表者	会計責任者	代表者	名	事務所	会計責任者	事務所	名称
-	酒田 三男	四州丁目6番	号。二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	字部市中央町3 丁目/4番/5	高橋 京子	岩国市周東町 下久原4//の	安部千津子	藤中 秀幸	横井 康治	杉本 保喜	字部市笹山町 / 丁目/番2 号	野村 清風	藤田 昭—	川上 和恒	宮本 照美	国井 益雄	国井益雄後援 会	山口市小郡下郷939の5	屋敷 拓生	山口市大内水 上3丁目 // 番 25号	入江さちえ後 接会
- 九	古谷 博英	26号		字部市中央町3丁目/4番%		下関市川中豊 町5丁目/番	小倉 國雄		豊嶋 和博	白川 渉	字部市岬町2丁目3番/5号	井上 勝彦	野村豊次	松崎 幸一	相浦 慎治	深町 和彦	國井益雄後援 会	山口市小郡下 郷8/5の6	岩本浩一郎	山口市大内御堀押28の/	入江幸江後援 会
	» »	» 26			*		" 25	<u> </u>	" 24	" 27	, 26	* 24	, 23	" /3	" /8	"	*	» 23	" 3/	* 30	*

	干以		化沏)	4	3 200	0 7	
QK	山縣昴売と笑顔あふれるふるさとを創る	柳井民社協会	美原喜大後接会	三浦のほる後接会	おしむり自信区及式	ででもの信子が極々	藤沢こうじを支援する会	
事務所	*	*	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	*	会計責任者
山口市大内矢 田南3丁目/ 番27号	西田紗央里	國居 十光	青木 輝子	三浦 渉	藤原 絹代	藤原 信治	國居 十光	岡村 真一
山口市大内矢 田82/	松本紗央里	尾原 健志	土井留美子	幡生 広彰	藤原 信治	大野 泰治	尾原 健志	宗内 貴浩
» 30	*	,, 20	" 27	,, 26	» 30	*	,, 20	
		•	•		-		•	
		出历	兌	ılı		71+	~	ПП

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一 次のとおりである。 項の規定による届出

平成二十七年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正 昭

	会計責任者	岡村	恒二	宗内	貴浩			中村勝彦後援会
藤沢こうじを支援する会	*	國居	十光	尾原	健志	*	20	 はせがわ忠男後接会
く対象が与って言	代表者	藤原	信治	大野	泰冶	>		若佐賢治後接会
や し ひ り 百 白 皮 茂 太	会計責任者	藤原	絹代	藤原	信治	*	30	
三浦のぽる後接会	代表者	<u> </u>	渉	幡生	広彰	"	26	山口県選挙管理系
美原喜大後接会	会計責任者	卡卡	千章	土井留美子	漢子	*	27	发二十二手四月一日 政治資金規正法 (
	*	國居	十光	尾原	健志	"	20	出をすることができ
山縣昴亮と笑顔あふれるふるさとを創る	*	西田紗央里	少央里	松本紗央里)央里	*		平成二十七年四
no	事務所	山口市田南、番グを	山口市大内矢 田南3丁目/ 番27号	山口市 田82/	山口市大内矢 田82/	*	30	

|挙管理委員会告示第四十四号

金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により、平 **年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支** ことができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

一十七年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正

昭

長門市油谷後畑66	内田 直史	永松 泰	三村建治後接会
防府市戎町 / 丁目/0番/0号	中林 正造	田中信治	中林堅造後接会
長門市俵山7067	重村 光子	重村三郎	重村法弘後接会
山陽小野田市大字厚狭/2の26	畠中都市枝	伊藤 博子	伊藤みのるサポーターズク ラブ
主たる事務所の所在	会計責任 者の氏名	代表者の 氏 名	政治団体の名称

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十七年四月二十四日

酒井博英後援会

酒井

博英

社

雅信

光市島田/丁目2番25号

維新政党·新風山口県 本部

三好

克彦

加治

潰王

下関市豊浦町大字川棚7277の3

•

青木晴子会

青木

晴子

市

晴子

| 宇部市大字東須恵9/8の39

平成26、 /2、3/

政治団体の名称

代表者の 氏 名

会計責任 者の氏名

主たる事務所の所在地

解 散 年月日

中谷さよし後援会

井納

滥

中谷かず子

下関市三河町/番4号

•

0

徳原ひさかず後援会

徳原

淳美

徳原

敷子

周南市大字下上927

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正 昭

綾羅木本町3丁目/0番/号 平成27、 2、/3

士

勝彦 中村

惠子

若佐

賢治

若佐さつき

岩国市車町3丁目2/番/0号

平成27、20

長谷川忠男

長谷川幸子

柳井市柳井2073の20

平成26、/2、3/

資金管理団体の指定の取消 の指定の取消 しの届出をした者の氏名 があった指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、 十三号)の一部を次のように改正する。 山口県選挙管理委員会告示第四十七号 山口県選挙管理委員会告示第四十六号 届出をした 者の氏名 高津 中社 青木 長谷川忠男 立病院 下医療法人協愛会阿知須共 医療法人清和会吉南病院 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出 不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第 医療法人清和会吉南病院 平成二十七年四月二十四日 平成二十七年四月二十四日 幸男 聖子 後騰 字部市議会 議員 周南市議会 議員 山口県議会 議員 下関市議会 議員 公職の種類 公職の種類 はせがわ忠男 後援会 中村勝彦後援会 爱幸会 青木晴子会 攻 至 貧 " 貧 " 山口県選挙管理委員会委員長 称 争 阿知須四八四一の一 称 大字鋳銭司三三八 口県選挙管理委員会委員長 金 大字鋳銭司三三八一 柳井市柳井2073の20 字部市大字東須恵9/8 の39 下関市綾羅木本町3丁目/0番/号 主たる事務所の所在地 |代表者の氏名| 周南市新地 2丁目/20 徊 主たる事務所の所在地 徊 曲 田 次のとおりである。 4 中村 青木 長谷川忠男 4 存 代表者の氏名 聖子 勝海 高丰 中 昭和三六、 中 昭和三六、 Ŕ 村 村 平成27、 幸男 1 1 正 正 平成27、9

編 (開用) (田月日)

昭

1

9

•

S

Ç 8

改め、

昭

兀

"

を

兀

物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

交通信号灯器

一七〇〇台

(---)

物品等の名称及び数量

次に掲げる物品等の購入 入札に付する事項

(≕)

納入期限

(四)

納入場所

契約担当者が指定する場所

平成二十七年七月三十一日

公

般競争入札の実施

号 削り、 "

立病院医療法人協愛会阿知須共

"

兀

阿知須町四一七一の一

阿知須町四

兀

一の四」に改める。

昭和三四、 三、二四

を

" 兀 の四」を

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

会告示第四十九号)の一部を次のように改正する。 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示 (平成十四年山口県選挙管理委員

平成二十七年四月二十四日

口県選挙管理委員会委員長 中 村 正

昭

る。 特別養護老人ホームかなえ」を「特別養護老人ホームかなえ (従来型) に改め



平成二十七年四月二十四日

山

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

政

山口県知事 村 岡

嗣

記載方法

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額(その額に一円未満の端数があるときは、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す これを切り捨てる。)を加算した金

提出場所

山口県警察本部警務部会計課

平成二十七年六月三日午後三時 (入札書を持参する場合は、平成二十七年六月四 _ 入札参加資格

人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の

いずれかに該当する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入 る物品等の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十二号)に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業 借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受け ていないこと。 平成二十七年四月二十四日から同年六月四日までの間のいずれの日においても業

契約条項を示す場所

 \equiv

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

Ŧi.

 (Ξ) 受領期限

3) Delivery period: July 31, 2015

Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide

) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. June 3, 2015 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. June 4, 2015)

公告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年四月二十四日

山口県知恵

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号一 事務を担当する課の名称及び所在地

一 落札に係る物品等の名称及び予定数量

!1~1.. …… ・・・・・・・・・・・・ 二十五万二百枚1Cカード化運転免許証用ICカード 二十五万二百枚

契約の相手方を決定した手続

 \equiv

一般競争入札

平成二十七年三月二十六日四 落札者を決定した日

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

五.

株式会社DNPアイディーシステム。東京都新宿区新宿四丁目三番一七号です。(2月)で、(21)

六 落札金額

九百枚当たり五十二万五千八百五十二円

平成二十七年二月十三日

七

入札公告日

八 その他

」 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

二 調達方法

| 構入|

Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 1700